# 株主各位

東京都中央区日本橋兜町2番1号 株式会社東京証券取引所グループ 取締役兼代表執行役社長 斉 藤 惇

## 第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ平成22年6月21日(月曜日)午後4時45分までに到着するようご返送くださるか、3ページの「議決権行使等のご案内」をご高覧のうえ当社指定の議決権行使サイト(http://www.evote.jp/)より、平成22年6月21日(月曜日)午後4時45分までに、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日** 時 平成22年6月22日(火曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都中央区日本橋兜町2番1号 東京証券取引所ビル2階 東証ホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項
  - 報告事項 1. 第3期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類の内容報告 並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    - 2. 第3期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

## 決議事項

議案 取締役15名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面による議決権行使における議案に賛否の記載のない場合の取扱いについては、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 書面又はインターネットにより、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使され、かつその内容が異なる場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (4) 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の出席株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権の不統一行使を行う場合には、株主総会の3日前までに、書面をもって当社にその旨及び理由を通知するものとさせていただきます。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。その他議決権行使に関する事項は、次ページの「議決権行使等のご案内」をご参照ください。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、 修正後の事項をインターネットウェブサイト(http://www.tse.or.jp/about/ir/meeting/soukai/)に掲載いたしま すのでご了承ください。

### 【議決権行使等のご案内】

#### 1. インターネットによる議決権行使のご案内

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (http://www.evote.jp/) をご利用いただくことによってのみ可能です (ただし、毎日午前2時から午前5時までは、取扱いを休止いたします。)。
- (2) インターネットによる議決権行使は、株主総会前日の午後4時45分(当社営業終了時刻)まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使いただき、ご不明な点等ございましたら、下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. 議決権行使サイト及びインターネットによる議決権行使方法等について

- (1) 上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」 をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。
- (3) 株主様以外の方による不正アクセス ("なりすまし") や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへのダイヤルアップ接続料金及び通信業者への通信料金 (電話料金等) は株主様のご負担になります。

#### 3. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。

(携帯電話ではお手続きできません。また、携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。)

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

## (提供書面)

## 事 業 報 告

(平成21年4月1日から) 平成22年3月31日まで)

#### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 当事業年度の事業の状況

#### (1) 事業の経過及び成果

日本経済は、海外経済の下振れ懸念やデフレの影響といった景気を下押しするリスクが存在するなど、持続的な回復については依然不確実な状況が続いているものの、緊急経済対策の効果や海外経済の改善などを背景として着実に持ち直してきている状況となっております。

このような状況の下、当社グループ(本事業報告において、当社及びその子会社からなる企業集団を指しております。)は、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者としての責務の根幹であることを認識し、市場開設者の立場から今般の金融危機の克服に向けて我が国金融資本市場の基幹インフラとして安定した市場運営基盤を確立するとともに、市場の透明性と公正性を高め、市場利用者に豊富な流動性を提供することにより市場機能の一層の向上を図り、もって我が国金融資本市場の機能強化に資するため、次のような諸施策に取り組んでまいりました。

#### ① 市場インフラの利便性・効率性の向上

近年の金融テクノロジーの高度化などを背景に、個人投資者のオンライン取引の普及や証券会社・機関投資家によるアルゴリズム取引等の新たな取引が広がりを見せる中、こうした市場環境や取引形態の変化に適切に対応していくことは、市場開設者として重要な責務であると認識しております。こうした認識の下、株式などの現物市場に関しては、注文・約定処理の高速化といった投資者のニーズや注文の小口化、取引件数の急激な増加に対応するため、高速性・信頼性・拡張性を兼ね備えた世界最高水準の次世代売買システム「arrowhead」を平成22年1月に稼働しました。この「arrowhead」の稼働に伴い、市場情報の高速化に加え、複数気配情報を上下5本から8本に拡大したほか、新サービスFLEX Fullでは全銘柄の全ての注文情報をリアルタイムで提供するなど市場情報も大幅に拡充しました。また、売買制度・慣行面の簡素化を図る観点から、同時呼値の配分ルールの見直しや半日立会いの廃止などを行うとともに、呼値の刻みの縮小や呼値の制限値幅及び特別気配の更新値幅の見直しなどを実施し、円滑な価格形成及び流動性向上に向けた制度整備を推進いたしました。

デリバティブ市場に関しては、欧州最大級の派生商品取引所であるLIFFEで使用されているLIFFE CONNECT ®を用いて構築したオプション取引システム「Tdex+」を平成21年10月に稼働しました。これによりオプション市場の注文処理性能を抜本的に向上させるとともに、海外では一般的な制度となっているマーケットメイカー制度や複数のオプション銘柄を組み合わせて同時に取引ができるストラテジー取引を導入するなど、オプション取引の利便性向上に向けた取引制度の抜本的な見直しを実施いたしました。

更に、取引参加者の発注システムを株式会社東京証券取引所のデータセンタ等に設置し、売買システムと

の物理的な距離を短縮させることで一層の取引の高速化を実現するコロケーションサービスの提供を平成21年5月に開始しました。また、ToSTNeT市場の利便性向上を図る観点から、ToSTNeT市場における現物商品に係る単一銘柄取引及びバスケット取引について、平成21年11月、取引時間を1時間延長し、午後5時30分まで拡大するとともに、指標インフラの整備・利便性向上の観点から、株価指数の多様なニーズに対応するため、配当利回りに着目した新指数「東証配当フォーカス100指数」の算出・公表を平成22年3月に開始するなど、多様な市場参加者のニーズに応え、新たな流動性を呼び込むための施策に引き続き積極的に取り組んでまいりました。

このほか、事業継続体制の強化に向けてセカンダリサイトの整備を推進するとともに、システム障害に対しては直ちに原因究明及び対策を実施し、徹底した再発防止策を講じるなど、市場利用者に対し、安定的に取引を可能とする市場インフラの構築、提供に向けた取組を推進いたしました。

また、証券取引の清算・決済分野に関しては、日本における金利スワップ取引及びCDS取引に係る清算業務開始に向けて、平成21年5月、株式会社日本証券クリアリング機構とともに「OTCデリバティブに係る清算業務検討ワーキング・グループ」を設置し、リスク管理をはじめとする制度詳細などについて検討を進めました。

一方、成長性豊かな企業に対して資金調達の場を拡大させるとともに、リスクテイク能力のある機関投資家などプロ投資家に新たな投資機会を提供することを目的に、市場参加者をプロ投資家に限定した取引の場として、ロンドン証券取引所と協力して検討を進めてきたプロ向けの新市場「TOKYO AIM」を、平成21年6月、開設いたしました。

また、平成21年11月に市場開設から10周年を迎えたマザーズ市場については、プロ向け新市場「TOKYO AIM」の開設など昨今の環境変化を踏まえ、改めて市場のコンセプトを明確化し、市場第一部へのステップアップを視野に入れた成長企業向けの市場として位置づけるとともに、上場審査に係る取扱いの整備等により成長企業の上場促進を図るほか、上場後短期間での経営の変質を未然防止する観点から上場廃止基準を見直すことなどにより市場に対する信頼性の向上を図るといった制度整備を行いました。

更に、地球環境問題に対する意識が高まる中、取引所の立場から温室効果ガス削減に貢献するため、温室効果ガス削減のための経済的手法である排出量取引の円滑化を図る観点から、平成21年10月、株式会社東京工業品取引所とともに排出量取引所の創設に向けた共同出資会社を設立することを合意し、詳細な検討を進めております。

#### ② 上場商品の多様化

投資者の多様なニーズに応える観点から上場商品の多様化に積極的に取り組み、少額、低コストで幅広い 銘柄に分散投資することを可能にするETFのラインナップの拡充を推進いたしました。具体的には、テーマ 別ETFとして平成21年4月に環境関連指数に連動するETFを、同年6月には債券指数に連動するETFを、また、 同年7月には企業グループに着目したETFを上場するとともに、同年8月には会社型ETFとしては初めて、 「金」・「銀」・「白金」・「パラジウム」・「貴金属バスケット」の価格に連動する5種類の貴金属商品 ETFを上場いたしました。更に、平成21年11月にはインド株指数に連動するETFを、同年12月には米国NYダウに連動するETFを上場するとともに、平成22年1月には先進国株指数に連動するETFを、同年2月には新興国株指数に連動するETFを、更に同年3月には14種類の商品ETFを上場するなど多様なETFの上場を推進いたしました。この結果、当事業年度は新たにETF28銘柄の上場を実現し、当事業年度末の上場ETFは、合計で86銘柄となりました。

また、投資魅力の高い良質な企業の新規上場を促進するため、未上場会社を対象に個別企業訪問、新規上場に関するセミナーの開催などプロモーション活動についても引き続き取り組みました。

当事業年度における新規上場会社数は、市場第一部・第二部18社、マザーズ6社(※)となり、当事業年度末の上場会社数は、市場第一部・第二部2,127社(前期比49社減)、マザーズ186社(同8社減)となりました。

※ 既上場会社の合併や株式移転等により設立された会社の上場(いわゆるテクニカル上場)を含む。当該上場会社数は、市場第一部・第二部9社、マザーズ0社。

#### ③ 安心して投資できる環境の整備

投資者が安心して投資できる市場環境等を整備するため、上場会社のコーポレート・ガバナンス向上に向けた取組として、平成21年8月、既存株主の権利を著しく害するような第三者割当増資等の企業行動に対して上場制度上の対応を行うとともに、株主と上場会社の対話促進に向けて、早期に株主総会の招集通知等にアクセスできる環境を整備するほか、適時開示の一層の充実を図るため、会社情報の適時開示に係る開示審査の観点を明示するなどの制度整備を実施いたしました。

また、上場会社のコーポレート・ガバナンスの向上に向けた環境整備の一環として、一般株主の利益保護のため、上場内国株券の発行者に対して1名以上の独立役員の確保を求めるものとするほか、近時の環境変化を踏まえた適時開示制度の見直しの観点から、上場会社による会社情報の適時開示の際に最低限求められる開示事項を明確化するなどの制度整備を行いました。

更に、平成22年3月期から任意適用が可能となる国際会計基準 (IFRS) の導入に向けた制度整備を図る観点から、平成21年10月、上場制度整備懇談会の下に「ディスクロージャー部会」を設置し、四半期決算における効率的・効果的な実務の実現や国際会計基準 (IFRS) の任意適用を踏まえた上場制度上の対応などについての検討を進め、平成22年3月には「上場制度整備懇談会ディスクロージャー部会報告 — 四半期決算に係る適時開示、国際会計基準 (IFRS) の任意適用を踏まえた上場諸制度のあり方について — 」と題する提言が公表されました。今後、本報告書で示された提言に沿って、関連諸制度及び四半期決算短信様式・同作成要領などの改正を行ってまいります。

一方、不公正取引の未然防止に向けた取組としては、「東証Rコンプライアンス研修センター(東証 COMLEC)」を通じて、インサイダー取引規制セミナーや上場会社コンプライアンス・フォーラムなどのコン

プライアンス関連セミナーを開催するとともに、e ラーニング研修サービスを提供するほか、上場会社や取引参加者等が実施する社内研修等への講師派遣を行うなど、不公正取引の未然防止のための啓発活動を積極的に実施いたしました。

#### ④ 金融リテラシーの向上を通じた個人投資者層の拡大に向けた取組

より多くの個人投資者が投資に参加し、証券市場の裾野が拡大するための環境作りとして「東証アカデミー」を通じて、金融商品の多様化に対応した証券市場・証券投資に関する知識の普及と理解の向上に努め、自立した投資者層の拡大を図るためのセミナーを169回開催いたしました。

また、学校向けの証券教育についても積極的に取り組み、小・中・高校生向け受入れ授業や出張授業、夏期休暇等における親子経済教室の開催、大学生・教員対象のセミナーなどを実施し、教育現場における基礎的な経済・金融知識の普及活動を行ってまいりました。

こうした中、当事業年度の東証市場における株券の1日平均売買代金は、前期比23.5%減の1兆5,535億円となりました。また、TOPIX先物取引の1日平均取引高は、前期比15.0%減の61,076単位に、長期国債先物取引の1日平均取引高は、前期比18.2%減の29,000単位となるなど、売買は低迷いたしました。一方、上場会社の大型増資が相次いで実施されたことから上場会社の資金調達額は前期比242.4%増の7兆4,581億円となりました。

また、平成22年3月末時点におけるTOPIXは978.81ポイント、上場会社の時価総額は330兆2,810億円となりました。

以上の結果、当社グループの当事業年度の業績は、営業収益は前期比64億24百万円減の606億65百万円(前期比9.6%減少)、営業利益は前期比6億49百万円増の148億24百万円(前期比4.6%増加)、経常利益は前期比11億65百万円増の174億25百万円(前期比7.2%増加)となりましたが、みずほ証券株式会社から提起されている訴訟に係る損害賠償金132億13百万円を特別損失として計上したことから、税金等調整前当期純利益は26億7百万円、当期純損失は36億2百万円となりました。

なお、当事業年度の営業外収益のうち取引参加者からの過怠金は191百万円であり、東京証券取引所自主規制法人において、健全な証券市場構築のための売買審査システムの運用などに活用しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度は、次世代売買システム「arrowhead」や新オプション取引システム「Tdex+」などの開発を行い、全体で約110億円の設備投資を行いました。

- (3) 資金調達の状況 該当事項はありません。
- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

## 2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

## ・当社グループ

	区分			平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期 (当事業年度)
営	業	収	益	75,478百万円	75,505百万円	67,090百万円	60,665百万円
営	業	利	益	33,016百万円	28,786百万円	14,174百万円	14,824百万円
経	常	利	益	34,260百万円	31,064百万円	16,259百万円	17,425百万円
当 (	期 糸 △ は	純 利 損 失	益 )	19,985百万円	17,701百万円	△ 3,696百万円	△ 3,602百万円
1枚	k当たり △ は	当期純海損 失		8,789円64銭	7,785円04銭	△ 1,625円65銭	△ 1,584円27銭
総	Ž.	資	産	565,518百万円	717,676百万円	677, 163百万円	391,075百万円
純	Ž.	資	産	111,246百万円	117,776百万円	114,088百万円	116,940百万円
1 柞	朱当た	り純賞	産産	48, 289円71銭	50,859円77銭	49, 113円92銭	50,085円81銭

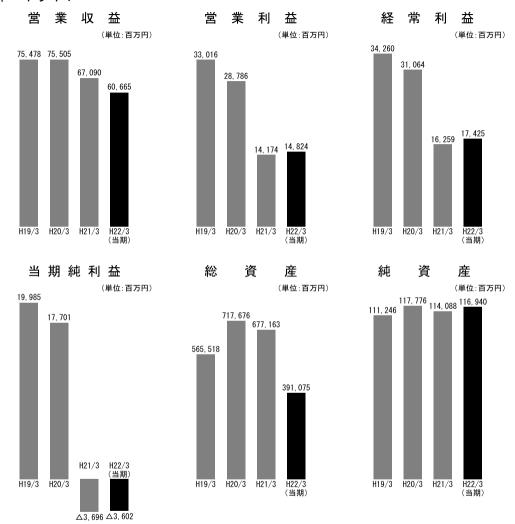
## (営業収益の内訳)

区 分	平成21年3月期	平成22年3月期	増減 (率)
取引参加料金	26,204百万円	21,727百万円	△4,476百万円(△17.1%)
上場関係収入	8,073百万円	13,271百万円	5,198百万円( 64.4%)
情報関係収入	11,139百万円	10,727百万円	△ 412百万円(△ 3.7%)
証券決済関係収入	10,611百万円	7,247百万円	△3,364百万円(△31.7%)
その他営業収益	11,060百万円	7,691百万円	△3,368百万円(△30.5%)
合 計	67,090百万円	60,665百万円	△6,424百万円(△ 9.6%)

## ・当社

	区 分		分	第1期 (平成20年3月期)	第2期 (平成21年3月期)	第3期 (平成22年3月期) (当事業年度)
営	業	収	益	10,894百万円	9,068百万円	7,606百万円
営	業	利	益	7,128百万円	3,209百万円	2,026百万円
経	常	利	益	7,294百万円	3,453百万円	3,148百万円
当	期	純 禾	刊 益	6,541百万円	2,544百万円	1,858百万円
1 构	ま当た!	り当期	純利益	2,844円11銭	1,119円15銭	817円35銭
総		資	産	113,855百万円	129,852百万円	141,054百万円
純		資	産	104,145百万円	100,670百万円	108,340百万円
1 1	朱当た	こり紅	資産	45,803円69銭	44,275円07銭	47,648円76銭

## 連結決算ハイライト



- (注) 1. 1株当たり数値を除き、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
  - 2. 期中平均株式数(自己株式を除く。)平成19年3月期 2,273,740株、平成20年3月期 2,273,740株、平成21年3月期 2,273,740株、平成22年3月期 2,273,740株
  - 3. 期末発行済株式数(自己株式を除く。)平成19年3月期 2,273,740株、平成20年3月期 2,273,740株、平成21年3月期 2,273,740株、平成22年3月期 2,273,740株

#### 3. 重要な親会社及び子会社の状況

- (1) 親会社との関係該当事項はありません。
- (2) 重要な子会社の状況

会	社	名	住	所	資 本 金	出資比率(間接所有)	主な事業内容
株式会社東	京証券取引所		東京都中央区		百万円 11,500	100. 0	市場運営業務
東京証券取	引所自主規制法力	(	東京都中央区		3,000	100.0	自主規制業務
株式会社日	本証券クリアリン	/グ機構	東京都中央区		1, 700	86. 3	有価証券売買の清算業務
株式会社T	OKYO AIM	取引所	東京都中央区		1,000	51.0	特定取引所金融商品市 場運営業務
日本証券決	· 齊株式会社		東京都中央区		300	100. 0 (100. 0)	証券決済業務
株式会社東	証システムサーヒ	ごス	東京都中央区		100	80. 0 (80. 0)	システム開発等

- (注) 1. 日本証券決済株式会社は、平成22年3月31日をもって清算結了しております。
  - 2. 東京証券取引所自主規制法人の資本金の欄には、基本金の額を記載しております。

#### 4. 対処すべき課題

当社グループは、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者に課せられた社会的な使命であることを認識し、公共性と収益性のバランスがとれた透明性のある経営を行いながら、市場利用者の幅広いニーズに応えられる「ユニバーサル取引所」への進化を目指します。これにより、多様なライフプランに応じた資産形成をサポートする市場、そして世界中のリスクマネーの受け皿となる活力ある市場へと成長してまいります。

そのための基本戦略として、取引商品の品揃えの充実と優れた取引システムの提供により「量的拡大」を達成するとともに、上場会社のコーポレート・ガバナンスの向上に対する支援の強化と市場や市場参加者の自主規制機能の強化により「質的向上」を達成し、この「量的拡大」と「質的向上」の相乗によりマーケット規模を拡大し、アジアにおける資金循環の中核市場へと進化していくことを目指します。

上記経営方針の下、当社グループが取り組むべき主な経営課題は、次のとおりです。

#### (1) デリバティブ市場の拡大

- ・新たな商品分野への進出に向けた検討を推進するとともに、市場利用者のニーズに対応した上場商品の拡充 を図ります。
- ・個人投資者のアクセス手段の拡充や海外投資者の投資ニーズの取込みなど多様な取引機会の確保による利便 性向上を図ります。

#### (2) 現物市場の厚みの増大

- ・個人投資者による資産ポートフォリオの形成に資するための多様なETFの上場や国内外の良質で投資魅力のある企業の上場を推進し、上場商品の多様化を図ります。
- ・上場会社等の利便性向上に向けた環境整備として、投資者ニーズと上場会社の負担に配慮した適切かつ柔軟なディスクロージャーの推進や上場会社に対するサービスの改善に努めるとともに、海外市場の動向も見据えた取引所外取引への対応や排出量取引市場の創設に向けた研究などを通じて市場利用者の利便性・効率性の向上を図ります。

#### (3) 安全で高性能な取引システムの提供

・「Tdex+」及び「arrowhead」の稼働を踏まえ、その安定稼働に向けた機能強化を推進するとともに、先物取引のプラットフォームの強化について検討を進めるなど、安全で高性能な取引システムの提供に取り組みます。

#### (4) 新規ビジネスの推進

・収益基盤の多様化による成長構造の構築を図る観点から、店頭デリバティブ取引等に係る清算・決済サービスの提供や指数ビジネス及び情報ビジネスの拡充、コロケーションサービスの拡大や外部へのシステム提供などの新規ビジネスを推進します。

#### (5) 株主・投資者の権利・利益の保護

・上場会社のコーポレート・ガバナンス向上のための環境整備を推進します。

#### (6) 東証市場の公正性・信頼性の向上

- ・「未然防止型」上場管理の推進や、次世代売買システム「arrowhead」稼働後の売買状況に即した売買審査業務の高度化・効率化を進め、東証市場の公正性・信頼性を向上させます。
- ・「東証Rコンプライアンス研修センター(東証COMLEC)」等を通じて市場参加者のコンプライアンスに対する支援を推進することにより、不公正取引等の未然防止機能の強化を図ります。

#### (7) 企業効率・顧客満足度の向上

・全社横断的な業務プロセスの刷新を進め、社内システムの活用により業務プロセスを改善するとともに、顧 客志向を徹底した戦略的なマーケティングを実践することにより、当社グループの企業効率を高め、顧客満 足度の向上に努めます。

- (8) 金融リテラシーの向上を通じた個人投資者層の拡大
  - ・「東証アカデミー」を通じて金融経済知識の普及と基礎的理解の向上に努めることにより、自立した投資者 層の拡大を図ります。更に、これらの取組や広報活動を通じて、東証市場のプレゼンスの向上を図ります。

#### **5. 主要な事業内容**(平成22年3月31日現在)

当社グループは、取引所金融商品市場の開設・運営を主な事業内容としており、具体的には有価証券の売買又は市場デリバティブ取引(有価証券の売買等)を行うための市場施設の提供、相場の公表及び有価証券の売買等の公正の確保に係る業務等、有価証券債務引受業等を行っております。

#### 6. 主要な営業所 (平成22年3月31日現在)

当社

名称	所在地
本店	東京都中央区日本橋兜町2番1号

#### • 子会社

会社名	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所自主規制法人	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社日本証券クリアリング機構	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社TOKYO AIM取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社東証システムサービス	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### **7. 使用人の状況**(平成22年3月31日現在)

当社グループ

使	用	人	数	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
	886名					41歳1ヶ	月				16年	2ヶ月	

(注) 使用人数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループ への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む。)は 含んでおりません。

#### 当社

使	用	人	数	平	均	年	龄	平	均	勤	続	年	数
		1	70名			11 = 0 >	月				19年1	1ヶ月	

(注)使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む。)は含んでおりません。

#### 8. 主要な借入先の状況 (平成22年3月31日現在)

借	入	先	借	入	金	の	種	類	借	入	金	残	驴
株式会社	土三菱東京UF	J銀行			短期借	<b></b>				17,	570百万	5円	

#### 9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成17年12月8日に発生したみずほ証券株式会社によるジェイコム株式の誤発注事件に関して、みずほ証券株式会社から株式会社東京証券取引所に対して、約415億円の損害賠償を請求する訴訟が東京地方裁判所に提起されておりましたが、平成21年12月4日、同裁判所より同社に賠償金(約107億円及び遅延損害金)の支払を命じる判決がなされました。平成21年12月18日、同社は仮執行宣言付判決に基づく強制執行を免れるために同日までの遅延損害金を含め約132億円を支払いました。

当判決に対し、みずほ証券株式会社が東京高等裁判所に控訴し、株式会社東京証券取引所が附帯控訴しており、 現在係争中であります。

## Ⅱ 株式に関する事項(平成22年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数

9,200,000株

2. 発行済株式の総数

2,300,000株

3. 株主数

111名

4. 大株主(上位12名)

株 主	名	持	株	数	持	株	比	率
モルガン・スタンレー証券	株式会社		10	千株			4.	% 40
SMBCフレンド証券株	式会社		6	0			2.	64
三菱 UF J 証 券 株 :	式 会 社		5	5			2.	42
リテラ・クレア証券株	式 会 社		4	1			1.	80
藍 澤 證 券 株 式	会 社		4	0			1.	76
株式会社SBI	証 券		4	0			1.	76
岡 地 証 券 株 式	会 社		4	0			1.	76
極東証券株式	会 社		4	0			1.	76
ゴールドマン・サックス証券	株式会社		4	0			1.	76
株式会社証券ジャ	パン		4	0			1.	76
みずほ証券株式	会 社		4	0			1.	76
ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュ ( ジ ャ パ ン ) リ ミ	リティーズ テ ッ ド		4	0			1.	76

(注) 持株比率は自己株式 (26,260株) を控除して計算しております。

## Ⅲ 新株予約権等に関する事項(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

## Ⅳ 会社役員に関する事項

- 1. 取締役及び執行役の状況(平成22年3月31日現在)
  - (1) 取締役

	地位		E	£	4	À	担	当	重	要	な	兼	職	Ø	状	況
取	締 役 会	: 長	西	室	泰	Ξ	指名委員 報酬委員	(委員長)	株式会 株式会			引所取	締役会	長		
取	締	役	斉	藤		惇	代表執行	役社長兼務	株式会	社東京	証券取	引所代	表取締	役社長	:	
取	締	役	岩	熊	博	之	代表執行	役専務兼務	株式会	社東京	証券取	引所代	表取締	役専務	ŝ	
取	締	役	奥	田		碩	指名委員			自動車	証券取 株式会 会社社	社相談	役	役		
取	締	役	勝	島	敏	明	監査委員		公認会なれる	券計社ッ 査士かっ 変し、	所自主 税理士命 ・グル	規制法 保険社 ープ・	人監事 外取締 ホール	役 ディン	· グス株 社外監	
取	締	役	河	野	栄	子			MS&AD~	式友海上大人	社外取 火災ルー ユアラン 社外取	締役 険株式 プス 経 ( )	会社社 ルディ	外取締 ングス	役 株式会 ールデ	社(現 ィング
取	締	役	椎	橋		敏	監査委員	(委員長)	株式会	社東京	証券取	引所常	勤・社	:外監査	役	
取	締	役	林		正	和			東京証	券取引	所自主	規制法	人理事	長		
取	締	役	原		良	也	報酬委員	(委員長)	株式会 株式会 日 京 マ	社大和 気株式	証券グ 会社社	ループ 外取締	本社最 役	役 高顧問	j	
取	締	役	広	瀬	雅	行	監査委員		株式会	社東京	証券取	引所監	查役			

	地位		氏	名	担	当	重	要	な	兼	職	Ø	状	況
取	締	役	藤沼	召 亜 起			公中 住野 住 大生 市 商	計士 学保 ル 本 事株式	所自主 院特丘 相エン社 会 株式会 株式会	教授 社社外 ス株式 外監査	取締役会社社	外取締	役	
取	締	役	本 田	日勝彦	報酬委員		日本た	ばこ産	証券取 業株式 会社社	会社相	談役	役		
取	締	役	前田	庸	指名委員		学習院	大学名	証券取 誉教授 株式会			役		
取	締	役	松尾	星 邦 弘	監査委員		新旭株株ト さい が は が は さい は さい は り り り り り り り り り り り り り り り り り り	株式会 社 社 損 動 車	証券取 社社作所 発展 代式 社 社 作 が 会 社 社 た く く く く く く く く く く く く く く く く く	取締役 社外監 ヤパン外 社社外	查役 社外監 監査役			
取	締	役	松本	大			マネッマネッ	クスグ クス証	証券取 ループ 券株式 銀行社	株式会 会社代	社代表 表取締	肗締役	社長CE CEO	0
取	締	役		レズ・ディト ・レイクニ世				カンフ	証券取ァミリ				におけ	る代表

- (注) 1. 取締役奥田 碩、勝島敏明、河野栄子、椎橋 敏、原 良也、藤沼亜起、本田勝彦、前田 庸、松尾邦弘、 松本 大、チャールズ・ディトマース・レイク二世の11氏は、社外取締役であります。
  - 2. 監査委員である取締役勝島敏明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 3. 取締役奥田 碩氏は、トヨタ自動車株式会社取締役を平成21年6月23日開催の定時株主総会、KDDI株式会社社外取締役を同年6月18日開催の定時株主総会、株式会社豊田自動織機社外監査役を同年6月19日開催の定時株主総会をもって退任しております。

#### (2) 執行役

地	位	E	E	名	7	担当	重	要	な	兼	職	Ø	状	況
代表執行往	设社長	斉	藤		惇	最高経営責任者	Γ(1)	取締役	:」参照					
代表執行往	设専務	岩	熊	博	之	最高業務執行責任者	Γ(1)	取締役	:」参照					
常務執	行 役	鈴	木	義	伯	最高情報責任者、I7 企画担当兼IT企画部 長	水式:	会社東京	証券取	引所常	務取締	役		
常務執	行 役	浦	西	友	義	CSR推進担当	株式	会社東京	証券取	引所常	務取締	役		
常務執	行 役	宮	原	幸-	郎	経営企画・人事・渉ダ 広報担当	<b>F</b>							
執 行	役	岩	崎	範	郎	最高財務責任者、総務 担当、財務担当兼財務 部長	לא לא							

#### 2. 事業年度中の取締役及び執行役の異動

#### (1) 就任

取締役全員は、平成21年6月24日開催の第2回定時株主総会において選任され、また、執行役全員は同日開催の定例取締役会において選任され、それぞれ就任しております。

#### (2) 退任

取締役兼代表執行役専務飛山康雄氏は、平成21年6月24日開催の第2回定時株主総会の終結の時をもって、 取締役を退任するとともに、同日開催の定例取締役会の終結の時をもって、代表執行役を退任しております。 取締役伊月茂秋氏、佐藤安弘氏、新堂幸司氏及び髙橋伸子氏は、平成21年6月24日開催の第2回定時株主総 会の終結の時をもって、取締役を退任しております。

代表執行役西室泰三氏及び執行役岩永守幸氏は、平成21年6月24日開催の定例取締役会の終結の時をもって、 執行役を退任しております。

#### 3. 取締役及び執行役の報酬の内容の決定に関する方針

当社の取締役及び執行役が受ける報酬等の内容は、報酬委員会において、以下の方針に従い決定するものとしています。

- ・取締役及び執行役の職責に応じたものとするとともに、当社の経営目標の達成に向けた意識の向上に資する ものであること。
- ・高い信頼性と利便性を備えた市場を構築するために必要な人材を確保するうえで競争力が保たれているものであること。

・社会インフラとしての当社の特性に鑑み、社会情勢に照らして適正なものであるとともに、決定手続等についても透明性が確保されるものであること。

#### 4. 取締役及び執行役の報酬等の総額

	区 分	<b>&gt;</b>	支	給	人	員	支	給	額
取 ( う	締 ち 社 外 取 締	役 5 役)				名 16 (13)			百万円 134 ( 80)
執	行	役			•	9			229

- (注) 1. 取締役と執行役の兼務者の報酬等は、執行役の欄に記載しております。
  - 2. 上記支給額には、平成22年4月12日開催の報酬委員会において決議された執行役への役員賞与の額19百万円を含んでおります。
  - 3. 当事業年度において、別途、東京証券取引所自主規制法人から社外取締役に対し、総額3百万円の報酬が支払われております。

### 5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	他の法人等の業務執行者 又は社外役員等重要な兼職状況	当 社 と の 関 係
取締役	奥 田 碩	株式会社東京証券取引所社外取締役 日本郵政株式会社社外取締役	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社でありますが、それ以外の法人等とは特別の関係はありません。
取締役	勝島敏明	株式会社東京証券取引所社外監査役 東京証券取引所自主規制法人監事 株式会社かんぽ生命保険社外取締役 エイベックス・グループ・ホールディン グス株式会社社外監査役 株式会社スカパーJSATホールディングス 社外監査役	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社、東京証券取引所自主規制法人は当社が全額出資する法人であり、またエイベックス・グループ・ホールディングス株式会社及び株式会社スカパーJSATホールディングスは株式会社東京証券取引所上場会社でありますが、それ以外の法人等とは特別の関係はありません。
取締役	河 野 栄 子	株式会社東京証券取引所社外取締役 HOYA株式会社社外取締役 三井住友海上火災保険株式会社社外取締役 三井住友海上グループホールディングス 株式会社(現MS&ADインシュアランス グ ループ ホールディングス株式会社)社 外取締役 DIC株式会社社外取締役	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社であり、またHOYA株式会社、三井住友海上グループホールディングス株式会社及びDIC株式会社は株式会社東京証券取引所上場会社でありますが、それ以外の法人等とは特別の関係はありません。

地位	氏名	他の法人等の業務執行者 又は社外役員等重要な兼職状況	当 社 と の 関 係
取締役	椎橋敏	株式会社東京証券取引所常勤·社外監査 役	株式会社東京証券取引所は当社の完全子 会社であります。
取締役	原 良也	株式会社東京証券取引所社外取締役 日本電気株式会社社外取締役 京セラ株式会社社外監査役	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社であり、また日本電気株式会社及び京セラ株式会社は株式会社東京証券取引所上場会社であります。
取締役	藤沼亜起	東京証券取引所自主規制法人理事 住友生命保険相互会社社外取締役 野村ホールディングス株式会社社外取締役 住友商事株式会社社外監査役 武田薬品工業株式会社社外監査役	東京証券取引所自主規制法人は当社が全額出資する法人であり、また住友商事株式会社、武田薬品工業株式会社及び野村ホールディングス株式会社は株式会社東京証券取引所上場会社でありますが、それ以外の法人等とは特別の関係はありません。
取締役	本 田 勝 彦	株式会社東京証券取引所社外取締役 東京瓦斯株式会社社外取締役	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社であり、また東京瓦斯株式会社は株式会社東京証券取引所上場会社であります。
取締役	前田庸	株式会社東京証券取引所社外取締役 住友信託銀行株式会社社外監査役	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社であり、また住友信託銀行株式会社は株式会社東京証券取引所上場会社であります。
取締役	松尾邦弘	株式会社東京証券取引所社外監査役 旭硝子株式会社社外取締役 株式会社小松製作所社外監査役 株式会社損害保険ジャパン社外監査役 トヨタ自動車株式会社社外監査役 三井物産株式会社社外監査役	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社であり、また旭硝子株式会社、株式会社小松製作所、株式会社損害保険ジャパン、トヨタ自動車株式会社及び三井物産株式会社は株式会社東京証券取引所上場会社であります。
取締役	松本大	株式会社東京証券取引所社外取締役マネックスグループ株式会社代表取締役社長CEOマネックス証券株式会社代表取締役社長CEO株式会社新生銀行社外取締役	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社、またマネックス証券株式会社は株式会社東京証券取引所の取引参加者であるとともに当社株式を保有する株主であり、マネックスグループ株式会社及び株式会社新生銀行は株式会社東京証券取引所上場会社であります。
取締役	チャールズ・ ディトマース・ レイク二世	株式会社東京証券取引所社外取締役 アメリカンファミリー生命保険会社日本 における代表者・会長	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社でありますが、それ以外の法人等とは特別の関係はありません。

(2) 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係 該当事項はありません。

#### (3) 当事業年度における主な活動状況

地		位	月	. 1 7	彳	Ż	主 な 活 動 内 容
取	締	役	奥	田		碩	当事業年度開催の取締役会12回のうち8回に出席し、また、当事業年度開催の指名委員会2回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取	締	役	勝	島	敏	明	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席し、また、当事業年度開催の監査委員会12回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取	締	役	河	野	栄	子	平成21年6月24日就任以降開催の取締役会10回のうち8回に出席し、議案 審議に必要な発言を適宜行っております。
取	締	役	椎	橋		敏	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査委員会12回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取	締	役	原		良	也	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、また、当事業年度開催の報酬委員会2回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取	締	役	藤	沼	亜	起	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取	締	役	本	田	勝	彦	平成21年6月24日就任以降開催の取締役会10回全てに出席し、また、同日就任以降開催の報酬委員会1回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取	締	役	前	田		庸	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、また、当事業年度開催の指名委員会2回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取	締	役	松	尾	邦	弘	平成21年6月24日就任以降開催の取締役会10回のうち6回に出席し、また、同日就任以降開催の監査委員会9回のうち7回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取	締	役	松	本		大	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適 宜行っております。
取	締	役		ールフ ス・レ			当事業年度開催の取締役会12回のうち9回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役が徒に萎縮することなく職務に専念し、期待される職務を適切に行えるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。これにより、社外取締役である奥田 碩、勝島敏明、河野栄子、原 良也、藤沼亜起、本田勝彦、前田 庸、松尾邦弘、松本 大、チャールズ・ディトマース・レイク二世の10氏とは、当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役が当社の取締役として会社法第423条第1項の責任を負う場合において、その職務を行うにつき 善意かつ無重過失であるときは、当該社外取締役は以下に定める額を限度として、当社に対して賠償の責め に任ずるものとする。
- ・社外取締役の損害賠償責任の限度とする額は、会社法第425条第1項第1号に規定する法務省令で定める方法により算定される額に2を乗じて得た額と同項第2号に掲げる額の合計額とする。

#### V 会計監査人に関する事項

※監査法人トーマツは、平成21年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、有限責任監査法人トーマツとなりました。

#### 2. 報酬等の額

		支	払	額
1	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額			81百万円
2	上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額			73百万円
3	上記②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額			25百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬 等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの 合計額を記載しております。

#### 3. 非監査業務内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務報告に係る国際財務報告基準 (IFRS) に関する助言・指導業務を委託し、対価を支払っております。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の実施に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。

## 5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

### VI 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

#### 1. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ・監査委員会の職務を補助する社員に関する事項を定めるために、社内規程として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとします。
  - (1) 監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する。
  - (2) 監査委員会室に所属する社員は、室長1名を含む4名以上とする。

#### 2. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

- ・監査委員会室に所属する社員の独立性を確保するために、社内規程として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとします。
  - (1) 監査委員会室に属する社員の採用、異動、人事考課、給与及び懲戒については、あらかじめ、監査委員会 (監査委員会が特定の監査委員を指名した場合には当該監査委員)の同意を得る。
  - (2) 執行役及び社員は、監査委員会室に属する社員の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することのないよう留意する。

#### 3. 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

- ・監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規程として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとします。
  - (1) 執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - (2) 執行役及び社員は、当社、当社の子会社又は関連会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれ のある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に 報告しなければならない。

#### 4. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査委員会による監査の実効性を確保するために、社内規程として、次の事項を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとします。
  - (1) 代表執行役は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が 対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査委員会監査の環境整備、監査上の重要課題等につい て意見交換を行う。
  - (2) 執行役及び社員は、監査委員又は監査委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査委員又は監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを

拒むことができない。

#### 5. 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会規則、執行役会規則、執行役規則、職務権限規則等を制定し、それらに定められた職務分掌及び権限 に基づいて業務運営を行います。
- ・コンプライアンス・プログラムを導入し、次の施策を実施します。
  - (1) 株式会社東京証券取引所グループ、株式会社東京証券取引所及び東京証券取引所自主規制法人(以下「東京証券取引所グループ各社」といいます。)に属する者が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観及び具体的な行動指針を示した東京証券取引所グループ企業行動憲章や社員の行動規範をはじめ、コンプライアンスに関連した社内規程(情報管理に係るものを含む。)の制定、東京証券取引所グループ各社での共有及び遵守
  - (2) コンプライアンスに係る社内体制として、コンプライアンス責任者(執行役社長)、コンプライアンス担当役員(総務担当執行役)及びコンプライアンス関連業務事務局(総務部内)を設置
  - (3) 公益通報制度として、当社及び子会社各社が利用可能な「東証コンプライアンス・ホットライン」を設置し運用
  - (4) 継続的な周知・教育活動として、東京証券取引所グループ各社の各部室のコンプライアンス担当者との連絡会議の開催やイントラネットを利用したコンプライアンス関連の情報配信、e ーラーニングによる研修の実施
- ・反社会的勢力の排除に向けて、東京証券取引所グループ企業行動憲章に基づき、次のとおり毅然たる対応を行います。
  - (1) 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、こうした団体から不当な要求を受けた場合には、これに屈することなく毅然とした態度で対応します。
  - (2) 反社会的勢力による金融商品市場への介入を防止し、健全で公正な市場の構築に努めます。
- ・執行役社長直轄の内部監査室を設置して内部監査を実施します。

#### 6. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・東京証券取引所グループ各社が共有する情報セキュリティ対策基準において、執行役会議事録をはじめとした 執行役の職務の執行に係る文書の保管等の取扱いについて規定し、適切に運用します。

#### 7. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、取締役、執行役及び社 員それぞれが自己の職務分掌及び権限に応じ、責任を持ってリスク管理を行うとの認識の下で業務を行うこと を基本とします。
- ・東京証券取引所グループ各社が共有するリスク管理委員会規則を制定し、東京証券取引所グループ各社のリスクに関して、未然防止の観点からリスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を行うとともに、リスクが顕

在化した場合又はそのおそれが生じた場合には執行役社長を委員長とするリスク管理委員会が「状況の総括的な把握」「事態の早期解決のための対応」等を行います。

- ・特に、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者としての東京証券取引所グループの責務の根幹であることを強く認識し、システムの安定的稼働に係るリスクについては、その開発及び運用体制において、開発手法の標準化や十分な稼働確認テストの実施、詳細な運用マニュアルの整備とその遵守、更には専門部署の設置による開発及び運用業務に係る品質管理の徹底など、必要十分な対応を図ります。そのうえで、万一の天災地変やテロ行為等により市場開設に係る業務の継続が困難となる状況については、特に東京証券取引所グループ各社が共有する「事業継続基本計画書」を策定し、関係者に対する影響を最小化し、一刻も早い業務の再開を行うために必要な体制、手順等を予め定めておくことにより、適切な対応を図ります。
- ・また、市場開設者である東京証券取引所グループにとっての自主規制機能の重要性及び社会一般からの東京証券取引所グループの自主規制機能に対する期待の大きさに鑑み、自主規制機能の適切な発揮に係るリスク(自主規制業務の遂行が不適切であった場合のレピュテーションリスクをはじめとした各種リスクをいいます。)については、自主規制業務の独立性確保のための組織上の措置をはじめ、公正性確保のための施策を講じるとともに、積極的に経営資源を投入のうえ、詳細な業務マニュアルの整備とその遵守、教育研修の充実等による自主規制業務の質的向上を追求することにより、万全の対応を図ります。

#### 8. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・東京証券取引所グループ各社が社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図ります。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし意思決定手続きの機動性向上を図るとともに、EAを導入することにより、業務の効率化を図ります。
- ・当社、子会社及び関連会社から成る関係会社全体を網羅する中期経営計画及び年度予算を策定します。それらについては、経営層からのトップダウンと事業部門等からのボトムアップを適切に組み合わせながら編成するとともに、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図ります。

#### 9. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社及び子会社のそれぞれが自律的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本としつつ、その うえで当社が適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社及び子会社から成る企業集団における業務 の適正の確保を図ります。
- ・子会社それぞれにおいて、社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行うととも に、社員の行動規範を制定し、適切に運用します。
- ・当社は、関係会社管理規則に基づく各種報告の受領及び定性情報のモニタリング等を実施するとともに、子会 社に対し、必要に応じてリスク管理及びコンプライアンスに関する事項について助言等を行います。
- ・子会社の取締役及び社員も、公益通報制度として当社が設置する「東証コンプライアンス・ホットライン」を 利用できることとします。
- ・子会社それぞれにおいて、各社の業務内容や規模に応じ、子会社自らが内部監査を実施し又は当社の内部監査 室が子会社の内部監査を実施します。

## ▼ 利余金の配当等の決定に関する方針 (省略)

## Ⅲ 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切捨て、比率その他については、四捨五入しております。)

# 連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	294, 462	流 動 負 債	265, 166
現金及び預金	45, 613	営 業 未 払 金	2, 240
営 業 未 収 入 金	4, 661	短 期 借 入 金	17, 570
リース投資資産	18	リース債務	18
有 価 証 券	1, 999	未 払 法 人 税 等	1, 944
仕 掛 品	63	賞 与 引 当 金	1,045
繰 延 税 金 資 産	2, 979	役員賞与引当金	53
売買・取引証拠金特定資産	136, 333	預り売買・取引証拠金	136, 333
清算基金特定資産	87, 442	預 り 清 算 基 金	87, 442
決済促進担保金特定資産	13, 011	預り決済促進担保金	13, 011
そ の 他	2, 344	預り取引参加者保証金	3, 763
貸 倒 引 当 金	$\triangle$ 3	そ の 他	1,744
固 定 資 産	96, 612	固 定 負 債	8, 967
有 形 固 定 資 産	9, 555	リース債務	24
建物及び構築物	2, 091	繰 延 税 金 負 債	2, 897
土 地	2, 399	退職給付引当金	5, 282
建 設 仮 勘 定	17	預 り 信 認 金	334
そ の 他	5, 046	そ の 他	429
無形固定資産	27, 188	負 債 合 計	274, 134
ソフトウェア	26, 776	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	411	株 主 資 本	107, 950
投資その他の資産	59, 868	資 本 金	11, 500
投 資 有 価 証 券	32, 343	資本剰余金	25, 358
長 期 貸 付 金	23	利益剰余金	75, 424
繰 延 税 金 資 産	417	自己株式	△ 4, 332
信認金特定資産	334	評価・換算差額等	5, 931
違約損失積立金特定資産	17, 367	その他有価証券評価差額金	5, 931
そ の 他	9, 570	少数株主持分	3, 058
貸 倒 引 当 金	△ 189	純 資 産 合 計	116, 940
資 産 合 計	391, 075	負 債 ・ 純 資 産 合 計	391, 075

# 連結損益計算書

[自 平成21年4月1日] 至 平成22年3月31日]

(単位:百万円)

	科			目		金額
営		業	収	益		60, 665
	取	引	参加	料	金	21, 727
	上	場	関 係	収	入	13, 271
	情	報	関 係	収	入	10, 727
	証	券 決	済 関	係 収	入	7, 247
	そ		$\mathcal{O}$		他	7, 691
営		業	費	用		45, 840
7	堂	業	<b>₹</b>	ij	益	14, 824
営		業外	、収	益		2, 706
	受	取	Z :	利	息	163
	受	取	酉己	当	金	896
		分法に	よる	投 資 利	益	915
	そ		$\mathcal{O}$		他	731
営		業外		用		106
	支	払		利	息	67
	不	動産		貸費	用	32
	そ		D		他	6
	径	常	₹	i]	益	17, 425
特		別	利	益		966
		借契約	損失引当	金戻入	益	912
	そ		D		他	53
特		別	損	失		15, 783
	固	定資		除 却	損	33
	訴	訟	関 連	損	失	13, 213
	固	定資	産 臨	時 償	却	2, 503
	そ		$\mathcal{O}$		他	32
1	锐 金		整 前 当	期 純 利	益	2, 607
			住 民 税 及		税	2, 523
	法	人 税		調整	額	3, 925
	少	数	株 主	損	失	238
3	<u>当</u>	期	純	損	失	3, 602

# 連結株主資本等変動計算書

[自 平成21年4月1日] 至 平成22年3月31日]

(単位:百万円)

株主資本	
資本金	
前期末残高	11, 500
当期変動額	
当期変動額合計	
当期末残高	11, 500
資本剰余金	
前期末残高	25, 358
当期変動額	
当期変動額合計	_
当期末残高	25, 358
利益剰余金	
前期末残高	79, 709
当期変動額	
剰余金の配当	△ 682
当期純損失(△)	$\triangle$ 3, 602
連結範囲の変動	$\triangle$ 0
当期変動額合計	<u> </u>
当期末残高	75, 424
自己株式	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
前期末残高	$\triangle$ 4, 332
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	△ 4, 332
株主資本合計	
前期末残高	112, 235
当期変動額	
剰余金の配当	△ 682
当期純損失(△)	$\triangle$ 3, 602
連結範囲の変動	$\triangle$ 0
当期変動額合計	<u> </u>
当期末残高	107, 950

その他有価証券評価差額金	A 500
前期末残高	$\triangle$ 563
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6, 494
当期変動額合計	6, 494
当期末残高	5, 931
評価・換算差額等合計	
前期末残高	$\triangle$ 563
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6, 494
当期変動額合計	6, 494
当期末残高	5, 931
少数株主持分	
前期末残高	2, 416
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	642
当期変動額合計	642
当期末残高	3, 058
純資産合計	_
前期末残高	114, 088
当期変動額	
剰余金の配当	△ 682
当期純損失(△)	$\triangle$ 3, 602
連結範囲の変動	$\triangle$ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7, 137
当期変動額合計	2, 852
当期末残高	116, 940

#### 連結注記表

〈連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記〉

I. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

連結子会社名: (株) 東京証券取引所、東京証券取引所自主規制法人、

(株) 日本証券クリアリング機構、(株) TOKYO AIM取引所

及び(株) 東証システムサービス

なお、前連結会計年度まで連結子会社でありました日本証券決済(株)は、平成22年3月31日をもって清算手続が結了し、当連結会計年度より連結の範囲から除外しておりますが、清算結了までの損益計算書については連結しております。また、(株) TOKYO AIMは金融庁より取引所免許を取得したことに伴い、平成21年5月29日付で(株) TOKYO AIM取引所へ商号を変更しております。

Ⅱ. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 3社

会社名:(株)証券保管振替機構、(株)ICI及び(株)東証コンピュータシステム

- Ⅲ. 会計処理基準に関する事項
  - 1. 資産の評価基準及び評価方法
    - (1) 有価証券
      - ①満期保有目的の債券:償却原価法(定額法)
      - ②その他有価証券

時価のあるもの:決算期末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの:総平均法による原価法

(2) 棚卸資産

仕掛品:個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の適用初年度開始前のリース取引に

ついては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上 しております。

(3) 役員賞与引当金

取締役、理事、執行役及び執行役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計 年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

主として従業員の退職給付の支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異は、一定年数(15年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

4. 債務引受に係る会計処理

(株)日本証券クリアリング機構が金融商品債務引受業及び金融商品取引法第156条の6第1項の業務により引き受ける債務及び取得する債権の会計処理は、当該債務及び債権の決済時に処理する方法によっております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場により円換算しております。なお、その他有価証券は決算期末日前1ヶ月の平均為替相場により円換算しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

- 7. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更
  - (1) 退職給付に係る会計方針の変更

当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。この変更による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額はありません。

(2) ソフトウェアの表示方法の変更

前連結会計年度において、無形固定資産の「その他」に含めておりました「ソフトウェア」は、重要性が 増加したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「ソフトウェア」は、 15,320百万円であります。

(3) 固定資産臨時償却の表示方法の変更

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めておりました「固定資産臨時償却」は、重要性が増加したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「固定資産臨時償却」は、270百万円であります。

#### Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

17,794百万円

2. 保証債務

従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証 (株) I C I の金融機関からの借入に対する債務保証 3,547百万円 68百万円

3. 係争事件

平成17年12月8日に発生したみずほ証券(株)によるジェイコム(株)株式の誤発注事件に関して、みずほ証券(株)から当社の連結子会社である(株)東京証券取引所に対して、41,578百万円の損害賠償を請求する訴訟が東京地方裁判所に提起されておりましたが、平成21年12月4日、同裁判所より同社に賠償金(10,712百万円及び遅延損害金)の支払を命じる判決がなされました。平成21年12月18日、同社は仮執行宣言付判決に基づく強制執行を免れるために同日までの遅延損害金を含め13,213百万円を支払いました。

当判決に対し、みずほ証券(株)が東京高等裁判所に控訴し、(株)東京証券取引所が同裁判所に附帯控訴しており、現在係争中であります。

4. 証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債

当社の連結子会社である(株)東京証券取引所及び(株)日本証券クリアリング機構(以下、「当取引所等」といいます。)は、市場における証券取引の安全性を確保するため、金融商品取引法及び当取引所等の関連規則に基づき清算預託金等の諸制度を設けております。(株)日本証券クリアリング機構は、金融商品取引清算機関として、市場で有価証券の売買等が成立すると同時に各清算参加者から取引成立により発生する債務の引受及び債権の取得を行うことから、取引成立から決済結了までにおける清算参加者の債務不履行により被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各清算参加者から清算預託金等(売買証拠金、取引証拠金、清算基金、決済促進担保金)の預託を受けております。また、(株)東京証券取引所は、取引参加者の債務不履行により有価証券売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各取引参加者から信認金の預託を受けております。いずれも預託される資産は、金銭又は代用有価証券(当取引所等の規則で認められたものに限る。)で、当取引所等の資産とは分別して管理を行っており、このうち金銭については、それぞれの預託目的を示した科目で資産及び負債に区分掲記しております。また、代用有価証券の当連結会計年度末日現在の時価は次のとおりであります。

①売買証拠金代用有価証券

142百万円

②取引証拠金代用有価証券

791,409百万円

③清算基金代用有価証券

169,002百万円

4)決済促進担保金代用有価証券

129,382百万円

⑤信認金代用有価証券

1,668百万円

また、(株)東京証券取引所は取引参加者の債務不履行により同社が被るリスクを担保するため、同社の関連規則に基づき各取引参加者から取引参加者保証金の預託を受けております。預託される資産は、金銭又は代用有価証券(同社の規則で認められたものに限る。)で、このうち金銭については、資産について現金及び預金勘定に、負債について預り取引参加者保証金勘定に計上しております。また、代用有価証券の当連結会計年度末日現在の時価は、2,842百万円であります。

この他、(株)東京証券取引所は、現物取引及び先物・オプション取引の清算業務に関して、(株)日本証券クリアリング機構と損失補償契約を締結しています。この契約に基づいて、同機構の清算参加者の債務不履行等に起因して同機構が被った損失のうち、当該清算参加者の清算預託金等により補填し得ない金額については、(株)東京証券取引所(現物についてはほかの取引所も含む。)が当該契約の限度額の範囲で補償することとなっています。そのため、(株)東京証券取引所では、補償限度額と同額の違約損失積立金特定資産を資産勘定に計上しております。当該特定資産の連結貸借対照表計上金額は、17,367百万円であります。

#### V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式 普通株式 2,300,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月19日取締役会	普通株式	682	300.00	平成21年3月31日	平成21年6月4日

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの(予定)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月18日取締役会	普通株式	682	利益剰余金	300.00	平成22年3月31日	平成22年6月2日

#### VI. 金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定しており、また、投資などに必要な資金は借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金は顧客である取引参加者等の信用リスクに晒されていますが、当社グループの 規則に基づき、財務状況の継続的なモニタリング等を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、資金運用を目的に保有する国債や業務提携等に関連して保有する株式等であります。市場価格により変動する株式の時価等については、定期的に取締役会に報告しております。

売買・取引証拠金、清算基金、決済促進担保金、信認金、取引参加者保証金及び違約損失積立金は、証券取引の安全性を確保するための諸制度に基づく資産及び負債であります(当該資産及び負債については、IV. 連結貸借対照表に関する注記4. 「証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債」をご参照ください。)。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、 時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	45, 613	45, 613	_
(2) 営業未収入金	4, 661	4, 661	_
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	1, 999	2,006	6
②その他有価証券	26, 712	26, 712	_
(4) 売買·取引証拠金特定資産	136, 333	136, 333	_
(5) 清算基金特定資産	87, 442	87, 442	_
(6) 決済促進担保金特定資産	13, 011	13, 011	_
(7) 信認金特定資産	334	334	_
(8) 違約損失積立金特定資産	17, 367	17, 367	_
資産計	333, 476	333, 482	6
(9) 預り売買・取引証拠金	(136, 333)	(136, 333)	_
(10) 預り清算基金	(87, 442)	(87, 442)	_
(11) 預り決済促進担保金	(13, 011)	(13, 011)	_
(12) 預り取引参加者保証金	(3,763)	(3,763)	_
負債計	(240, 550)	(240, 550)	_

(\*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

# (1) 現金及び預金及び(2) 営業未収入金

預金及び営業未収入金はすべて短期であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 有価証券及び投資有価証券

時価は、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の売買参考統計値によっております。

また、満期保有目的の債券の連結貸借対照表計上額と時価との差額及びその他有価証券の取得原価と連結貸借対照表計上額との差額は以下のとおりです。

#### ①満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	国債・地方債等	1, 099	1, 106	6
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの	国債・地方債等	899	899	$\triangle 0$
合計	1, 999	2, 006	6	

## ②その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	16, 712	26, 712	10,000
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	_	_	_
合計	16, 712	26, 712	10, 000	

- (4) ~(12) の証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債 時価は帳簿価額によっております。
- (13) デリバティブ取引 該当事項はありません。
- (注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額5,631百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

また、預り信認金(連結貸借対照表計上額334百万円)についても同様の理由から、金融商品の時価等に関する事項を開示しておりません。

### (注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内
現金及び預金	45, 613
営業未収入金	4, 661
有価証券及び投資有価証券	
満期保有目的の債券(国債・地方債等)	2,000
合計	52, 274

### (追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

# VII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

50,085円81銭

2. 1株当たり当期純損失

1,584円27銭

# 貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負債の部)	
   流 動 資 産	6, 141	流 動 負 債	24, 809
		営 業 未 払 金	159
現金及び預金	5, 547	短 期 借 入 金	17, 570
営業 未収入金	3	1年内返済予定の長期借入金	5, 100
前 払 費 用	130	未 払 金	15
		未 払 費 用	111
繰 延 税 金 資 産	217	未 払 法 人 税 等	1, 465
そ の 他	240	預り金	74
   固 定 資 産	134, 913	賞 与 引 当 金	236
	134, 913	役員賞与引当金	20
有 形 固 定 資 産	36	そ の 他	56
建物	6	固定負債	7, 904
		繰延税金負債	2,897
車 両 運 搬 具	10	退職給付引当金	5, 007
工具、器具及び備品	19	負債 合計   (純資産の部)	32, 713
無形固定資産	23	(純 資 産 の 部) 株 主 資 本	102, 409
		が エー 貞	11, 500
ソフトウェア	23	資本剰余金	90, 437
投資その他の資産	134, 853	資本準備金	22, 874
投資有価証券	26, 712	その他資本剰余金	67, 562
		利益剰余金	4, 805
関係会社株式	102, 995	その他利益剰余金	4, 805
関係会社出資金	3,000	繰越利益剰余金	4, 805
長期前払費用	9	自 己 株 式	Δ 4, 332
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	5, 931
前払年金費用	2, 129	その他有価証券評価差額金	5, 931
そ の 他	6	純 資 産 合 計	108, 340
資 産 合 計	141, 054	負債・純資産合計	141, 054

# 損益計算書

[自 平成21年4月1日] 至 平成22年3月31日]

(単位:百万円)

								(単位:日 <i>ル</i> 円)
	禾	<b>斗</b>				目		金額
営		業		収	益	£		7, 606
	経	営	管	理	料	収	入	7, 560
	そ			$\mathcal{O}$			他	46
営		業		費	用	₹		5, 580
į	営		業		利		益	2, 026
営		業	外	収	益	<b>±</b>		1, 223
	受		取		利		息	1
	受	I	瓦	配	当		金	983
	助	J:	戊	金	収		入	220
	そ			$\mathcal{O}$			他	18
営		業	外	費	用	1		101
	支		払		利		息	101
	そ			$\mathcal{O}$			他	0
ŕ	径		常		利		益	3, 148
₹	锐	引	前 当	当 期	純	利	益	3, 148
	法	人 税	、住	民 税	及び	事 業	税	1, 899
	法	人	税	等	調	整	額	△ 609
È	当	期		純	利		益	1, 858

# 株主資本等変動計算書

[自 平成21年4月1日] 至 平成22年3月31日]

(単位:百万円)

株主資本	
資本金	
前期末残高	11, 500
当期変動額	
当期変動額合計	
当期末残高	11, 500
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	22, 874
当期変動額	
当期変動額合計	
当期末残高	22, 874
その他資本剰余金	
前期末残高	67, 562
当期変動額	
当期変動額合計	
当期末残高	67, 562
資本剰余金合計	
前期末残高	90, 437
当期変動額	
当期変動額合計	
当期末残高	90, 437
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	3, 628
当期変動額	
剰余金の配当	△ 682
当期純利益	1, 858
当期変動額合計	1, 176
当期末残高	4, 805

	(十)上・ロ
피光제소소그	
利益剰余金合計	0.000
前期末残高	3, 628
当期変動額	A
剰余金の配当	△ 682
当期純利益	1, 858
当期変動額合計	1, 176
当期末残高	4, 805
自己株式	
前期末残高	$\triangle$ 4, 332
当期変動額	
当期変動額合計	<u> </u>
当期末残高	△ 4, 332
株主資本合計	
前期末残高	101, 233
当期変動額	•
剰余金の配当	△ 682
当期純利益	1,858
当期変動額合計	1, 176
当期末残高	102, 409
評価・換算差額等	102, 103
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△ 563
当期変動額	△ 503
ョ州を助領 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6 404
	6, 494
当期変動額合計	6, 494
当期末残高	5, 931
評価・換算差額等合計	
前期末残高	$\triangle$ 563
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6, 494
当期変動額合計	6, 494
当期末残高	5, 931
純資産合計	
前期末残高	100, 670
当期変動額	,
剰余金の配当	△ 682
当期純利益	1, 858
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6, 494
当期変動額合計	7, 670
当期末残高	108, 340
→ 791/N/X PI	100, 510

#### 個別注記表

- I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
  - 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- ①子会社株式及び関連会社株式:総平均法による原価法
- ②その他有価証券

時価のあるもの:決算期末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

- 3. 引当金の計ト基準
  - (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上して おります。

(2) 役員賞与引当金

取締役及び執行役に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異は、一定年数(15年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、その他有価証券は決算期末日前 1ヶ月の平均為替相場により円換算しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 6. 重要な会計方針の変更

退職給付に係る会計方針の変更

当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号平成20年7月31 日)を適用しております。この変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。また、本会計基準の適 用に伴い発生する退職給付債務の差額はありません。

# Ⅱ. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

105百万円

2. 保証債務

従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証 3,517百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権

209百万円

短期金銭債務

5,106百万円

#### Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益

営業費用

7,560百万円 1,458百万円

営業取引以外の取引高

8,634百万円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

26,260株

### V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(光片、天工川)
	(単位:百万円)
繰延税金資産	
退職給付引当金	1, 171
賞与引当金	96
その他	130
繰延税金資産合計	1, 397
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△4 <b>,</b> 069
その他	△8
繰延税金負債合計	△4, 077
繰延税金資産(負債)の純額	△2,679

繰延税金資産(負債)の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。 流動資産-繰延税金資産 217百万円

固定負債-繰延税金負債

△2,897百万円

#### VI. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社 (単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高		
			経営管理 社員の・設備の利用 不動産の借入 資金を被保証 役員の兼任	経営管理料の受取 (注1)	5, 580	_	_		
	(株)東京証券取			出向負担金の受取 (注2)	5, 376	未収入金	152		
		(所有) 直接		施設・設備利用料 の支払 (注3)	693	営業未払金	5		
子会社	引所	100.0%		資金の借入 (注4)	_	1年内返済予定 の長期借入金	5, 100		
社				利息の支払 (注 4)	33	未払利息	0		
						当社銀行借入に対す る債務被保証 (注5)	17, 570	_	_
	東京証券取引所 自主規制法人 (所有) 経営管理	券取引所 (所有) 経営管理 表現引所 (所有) 経営管理	経営管理料の受取 (注1)	1, 980	_	_			
		役員の兼任	出向負担金の受取 (注2)	1, 959	未収入金	55			
関連会社	(株)証券保管振 替機構	(所有) 直接 22.6%	社員の出向	出向負担金の受取 (注2)	559	未収入金	0		

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)経営管理料については、グループ会社の経営管理に係る費用を勘案して決定しております。
- (注2) 出向負担金の受入額については、当社からの出向者の人件費を基準として決定しております。
- (注3) 施設・設備利用料については、施設・設備の維持運営に係る費用を勘案して決定しております。
- (注4) 資金の借入利率については、市場金利等を勘案して決定しております。
- (注5) 当社は、銀行借入に対して(株) 東京証券取引所より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は 行っておりません。

#### VII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

2. 1株当たり当期純利益

47,648円76銭

817円35銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

# 独立監査人の監査報告書

平成22年5月7日

株式会社 東京証券取引所グループ 取締役会 御中

# 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 //\ 野 行 雄 (EII) 業務執行社員 指定有限責任社員 4/ 公認会計士 戸 和 (EII) 城 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士  $\mathbb{H}$ 雅 批 (EII) 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京証券取引所グループの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京証券取引所グループ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

連結注記表 IV. 連結貸借対照表に関する注記 3. 係争事件に記載されているとおり会社の連結子会社である株式会社東京証券取引所は、みずほ証券株式会社によるジェイコム株式会社株式の誤発注事件に関する損害賠償請求訴訟について、平成21年12月4日に東京地方裁判所より賠償金の支払を命じる判決を受け、平成21年12月18日に賠償金の支払をしている。当判決に対し、みずほ証券株式会社は東京高等裁判所に控訴し、株式会社東京証券取引所は同裁判所に附帯控訴しており、現在係争中である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 監査法人トーマツは、平成21年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、有限責任監査法人トーマツとなりました。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成22年5月7日

株式会社 東京証券取引所グループ 取締役会 御中

# 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員

公認会計士 小 野 行 雄 印

公認会計士 城 戸 和 弘 ⑩

指定有限責任任貝業務執行社員

公認会計士 芝 田 雅 也 即

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京証券取引所グループの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 監査法人トーマツは、平成21年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、有限責任監査法人トーマツとなりました。

# 監査委員会の監査報告

# 監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第3期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況について監視及び検証し、かつ、監査委員会が定めた監査委員会監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)につき検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システム に関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月14日

株式会社東京証券取引所グループ 監査委員会

監査委員(常勤) 広 瀬 雅 行 印

監查委員勝島敏明印

監 査 委 員 椎 橋 敏 ⑩

監查委員松尾邦弘⑪

(注) 監査委員勝島敏明、椎橋敏及び松尾邦弘は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場:東京都中央区日本橋兜町2番1号東京証券取引所ビル 2階 東証ホール電話番号(03)3666-1361



会場最寄駅:東京メトロ東西線 茅場町駅(出口10、11) 徒歩5分 東京メトロ日比谷線 茅場町駅(出口7) 徒歩7分 都営地下鉄浅草線 日本橋駅(出口D2) 徒歩5分

URL:http://www.tse.or.jp/